

平成 21 年第3回まんのう町議会定例会会議録(第3号)

平成21年10月5日 開 議 午前9時30分

<p>日程第 1</p>	<p>末武議長 久留嶋議会 事務局長 末武議長 三好議会 運営委員長</p>	<p>おはようございます。ただ今の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。日程にはいるに先立ちまして議会報告をいたします。事務局長 久留嶋一之君。</p> <p>ご報告申し上げます。初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案12件を受理いたしました。次に各常任委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。次に議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続審査申出書を受理いたしました。次に議会運営委員長及び各常任委員長から会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。次に、会議規則第64条の規定による、発言取り消し申出書を受理いたしました。以上で議会報告を終わります。</p> <p>末武議長 議会報告を終わります。</p> <p>この際、お諮りいたします。白川美智子君から9月18日の会議における発言について、会議規則64条の規定によって、不適切な発言があったことにより、お手元に配布しました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。従って、白川美智子君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。白川美智子君の不適切な発言の取り消し許可に伴い、発言取消権に基づき執行部の答弁についても適正な措置を講ずることとします。</p> <p>日程第 1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員長 三好勝利君。</p> <p>議会運営委員会のご報告を申し上げます。</p> <p>10月2日午後1時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員が全員出席いたしまして慎重に審議しました、その結果をご報告いたします。</p> <p>それでは、お手元に、配布されております、議事日程第3号についてご説明を申し上げます。</p> <p>日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長 日程第 2 会議録署名議員の指名 日程第 3 付託案件の委員長報告 総務常任委員長</p>
--------------	--	--

三好議会 運営委員長	日程第4	付託案件の委員長報告	教育民生常任委員長	
	日程第5	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長	
	日程第6	認定第1号	平成20年度	まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について
	日程第7	認定第2号	平成20年度	まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第8	認定第3号	平成20年度	まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第9	認定第4号	平成20年度	まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第10	認定第5号	平成20年度	まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第11	認定第6号	平成20年度	まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第12	認定第7号	平成20年度	まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第13	認定第8号	平成20年度	まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第14	認定第9号	平成20年度	まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第15	認定第10号	平成20年度	まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第16	認定第11号	平成20年度	まんのう町水道事業会計決算認定について
	日程第17	議案第3号	字の区域の変更について	
	日程第18	議案第4号	字の区域の変更について	
	日程第19	議案第5号	まんのう町道路線の変更について	
	日程第20	議案第6号	塩入辺地に係る総合整備計画の策定について	
	日程第21	議案第7号	勝川辺地に係る総合整備計画の策定について	
	日程第22	議案第8号	川奥辺地に係る総合整備計画の策定について	
	日程第23	議案第9号	平成21年度まんのう町一般会計補正予算案	第3号
	日程第24	議案第10号	平成21年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案	第2号
	日程第25	議案第11号	平成21年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案	第1号
	日程第26	議案第12号	エピアみかどの指定管理者の指定について	
	日程第27	議案第13号	まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について	
	日程第28	議案第14号	まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について	

<p>三好議会 運営委員長</p>	<p>日程第29 議案第15号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について 日程第30 議案第16号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の指定について 日程第31 議案第17号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について 日程第32 議案第18号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について 日程第33 議案第19号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について 日程第34 議案第20号 塩入健康センターの指定管理者の指定について 日程第35 議案第21号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について 日程第36 議案第22号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について 日程第37 議案第23号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について 議案第12号から議案第23号までの12議案は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。また、議案第12号から議案第23号までの12議案は、継続審査とし、総務常任委員会に付託ということでお願いします。 日程第38 発議第1号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定について 日程第39 発議第2号 まんのう町議会基本条例の制定について 日程第40 意見書第1号 協同労働の協同組合に関する法律の速やかな制定を求める意見書 案 日程第41 意見書第2号 私学助成の拡充発展に関する意見書 案 日程第42 意見書第3号 私学助成の充実に関する意見書 案 日程第43 議員派遣の件 日程第44 閉会中の継続調査について 以上の日程で、意見の一致を見、午後3時15分、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。 議会運営委員会の報告を終わります。 議会運営委員長の報告に対する質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。</p>
<p>末武議長</p>	<p>以上で、議会運営委員会の報告を終わります。 議会運営委員長の報告に対する質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。</p>

<p>日程第2</p>	<p>末武議長</p>	<p>日程第2 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、14番 三好勝利君、15番 大西豊君を指名いたします。</p>
<p>日程第3</p>	<p>高木総務 常任委員長</p>	<p>日程第3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>総務常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 高木堅君。</p> <p>それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し述べたと思います。</p> <p>去る9月30日、第1委員会室におきまして、委員6名と、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長も同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもとに、総務常任委員会を開催いたしましたわけでございます。</p> <p>9月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託された案件は、認定第1号、議案第6号から議案第9号の5案件でございます。</p> <p>初めに、認定第1号、平成20年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定及び議案第9号、平成21年度まんのう町一般会計補正予算案第3号につきましては、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、各委員会での質疑等について報告がございました。その後、付託案件につき本会議に引き続き執行部より詳細説明を受け、各委員より質疑、意見等がございました。</p> <p>認定第1号、平成20年度一般会計決算認定につきましては、歳入面で、不納欠損と収入未済額等の委員から質疑があり、執行部より、不納欠損は5年の時効消滅や相続放棄、失踪、滞納者の死亡等で、納付が見込めないものであると。収入未済額については、徴収に努めており、町税に関しては催告状の、督促状ですね、発送及び呼び出し等を行って徴収に極力努めているとのこととございます。歳出面で、不用額となった理由の把握等について質疑があり、執行部より、不用額の内容とその理由の区分については、今後十分に検討して行きたいとのこととございます。また、委員より、郵便代、広報、消防、施設の管理運営等、情報基盤、自治振興等について質疑、意見がございました。</p> <p>議案第9号、平成21年度の一般会計補正予算案につきましては、教育民生常任委員長より、報告のあった健康増進施設については、執行部より説明を求め、上程までの過程の話を聞くと、今までの保健師との内部打合せ、近隣の保健センター視察、また、施設での現場打合せ等も行ってきたようでございます。予算を可決していただいた後で、設計業者に、今までの検討内容を伝え、設計する予定であると。これについては、もう少し時間を充分いただいて、全員協議会等で説明をしたいとのこととございます。</p> <p>また、その他の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業についても、詳細については、内容をつとめて、議会に説明をして、理解をしていただいてから予算執行をさせていただきたいということとございます。総務委員会としても、健康増進施設等の予算執行、条例・規則等も平行して、その過程で、議会してと協議するよう強く申し出ております。</p>

高木総務 常任委員長	<p>議案第6号から議案第8号、塩入、勝川、川奥の辺地に係る総合整備計画については、辺地と過疎の事業内容について委員より質疑があり、執行部より、辺地は地区指定であり、過疎は旧琴南町指定であると。起債の交付税措置が異なるとのこととございます。付託されました案件については、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長の報告を踏まえ、慎重に審査いたしまして、次のとおり決定しましたので、会議規則77条の規定によりその結果を報告さしていただけたらと思います。</p> <p>認定第1号、平成20年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定については全会一致で認定ということとございます。</p> <p>議案第6号、塩入辺地に係る総合整備計画の策定について全会一致で可。</p> <p>議案第7号、勝川辺地に係る総合整備計画の策定について全会一致で可と。</p> <p>議案第8号、川奥辺地に係る総合整備計画の策定について全会一致で可。</p> <p>議案第9号、平成21年度まんのう町一般会計補正予算案第3号全会一致で可。</p> <p>以上の意見の一致を見ました。以上が総務常任委員会の付託案件の審査の報告でございます。</p> <p>また、閉会中に所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会いたしました。</p> <p>以上で委員会の報告を終わらせていただきます。</p>
末武議長	<p>これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。</p> <p>ここで、町長より発言の申し出がありますので、許可いたします。</p> <p>町長、栗田隆義君。</p>
栗田町長	<p>只今、議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご説明申し上げます。</p> <p>只今総務委員長よりご報告がございました議案第9号、平成21年度一般会計補正予算案の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業につきましては、時間的制約もあり、あくまでも概算的予算案となり詳細に渡り十分な検討ができていない事業があったことを遺憾に存じております。今後予算執行におきましては、内容を詳細に検討し、議会と充分協議した上執行してまいりたいと考えております。特に、健康増進施設整備事業につきましては、施設内容、条例・規則等も平行して十分に検討した上で資料を作成し提示させていただきます。また、町道整備工事の葬祭場への進入路工事の事業につきましても、早急に設計図書を作成し、お示しをしたいと考えております。いずれにいたしましても、国の動向も見守りながら議会と充分協議し、理解を得られた後、事業に着手してまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また、今後の議会運営委員会、議会運営におきましても、できる限りの資料を提出し、説明責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>

日程第4	末武議長	町長の発言を終わります。 それでは、総務常任委員会の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 川原茂行君。
	川原議員	16番。ちょっと、総務委員長の発言、報告の後、町長さんの意見がございましたが、ちょっと確認をさせていただいたと思います。この予算編成につきまして、特に9号につきましてですね、十分な説明ができていないと、いなかったということがございます。そういうことについて、今回の予算執行に当たりましては、議会と再度議論をした上で、執行したいというご意見でございます。2点ほど挙げられましたが、健康増進施設整備事業並びに道路整備事業費と、この2点を触れられましたが、これにつきましては、今後議会と審議した上で充分理解が得られる段階で予算執行をやると、それまでは予算執行をしないと、こういうことで解釈してよろしいですか。
	末武議長	町長、栗田隆義君。
	栗田町長	川原議員さんの質問にお答えをいたします。先程申し上げました通り、全くその通りでございますので、よろしくお願いいたします。
	末武議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
		日程第4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 黒木保君。 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。 去る9月28日、29日、第1委員会室におきまして、委員全員出席のもと、執行部より町長、副町長、教育長、会計管理者、総務課長、所管課長全員出席のもと、教育民生常任委員会を開催しました。 9月の定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました、案件は、認定第2号から認定第6号、認定第10号、議案第10号、議案第11号、意見書第2号、意見書第3号の10案件であり、本会議に引き続き、執行部より詳細説明があり、慎重に審査を行いました。
	黒木教育 民生常任 委員長	

<p>黒木教育 民生常任 委員長</p>	<p>認定第2号、平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、不納欠損、収入未済額について質疑があり、町では納税相談、広域への移管も行い徴収等に努めている。また、不納欠損は、5年の時効消滅によるものとの説明がありました。また、医療費の抑制についての質疑があり、執行部より、医療費分析では調剤が多い。処方箋は医師の裁量であり、今後は啓蒙活動を行い医療費の抑制を図りたいとのことでした。</p> <p>認定第5号、平成20年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算については、介護予防としての事業をしているが、国保事業との横断的な予算執行ができないかとの質疑があり、執行部より、これからは一般高齢者についても、介護の世話にならないような健康相談をして行きたいとのことでした。</p> <p>認定第10号、平成20年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、収入未済額について質疑があり、執行部より、督促をして徴収に努めているとのことでした。</p> <p>意見書第2号、私学助成の拡充発展に関する意見書案、意見書第3号、私学助成の充実に関する意見書案について審査を行いました。</p> <p>また、平成20年度一般会計歳入歳出決算認定、平成21年度一般会計予算案の教育民生常任委員会関係部分について質疑を行いました。</p> <p>平成20年度一般会計歳入歳出決算認定については、総務費、民生費、衛生費、労働費、教育費について質疑、意見がありましたが、各委員理解され、了解されたものと思います。</p> <p>また、平成21年度一般会計補正予算(案)については、総務費、民生費、衛生費、教育費について質疑、意見があり、健康増進施設整備事業についての執行にあたっては、議員さんと協議をしながら執行したいとの執行部より発言があり、各委員、概ね理解されたものと思います。</p> <p>付託されました案件について、次とおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。</p> <p>認定第2号、平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。</p> <p>認定第3号、平成20年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。</p> <p>認定第4号、平成20年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。</p> <p>認定第5号、平成20年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。</p> <p>認定第6号、平成20年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。</p> <p>認定第10号、平成20年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。</p>
------------------------------	--

<p>日程第5</p>	<p>黒木教育 民生常任 委員長</p> <p>末武議長</p> <p>大西建設 経済常任 委員長</p>	<p>議案第10号、平成21年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第2号、全会一致で可。</p> <p>議案第11号、平成21年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案第1号、全会一致で可。</p> <p>意見書第2号、私学助成の拡充発展に関する意見書案、全会一致で可。</p> <p>意見書第3号、私学助成の充実に関する意見書案、全会一致で可。</p> <p>とすることで意見の一致を見ました。以上付託案件審査の報告です。</p> <p>また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会しました。</p> <p>以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって、教育民生常任委員長の付託案件に関する委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって教育民生。あ違う。ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>建設経済常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 大西豊君。</p> <p>建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。</p> <p>去る9月24日、25日、2日間に渡りまして、第1委員会室におきまして、委員7名と、議長同席し、執行部より町長、副町長、会計管理者、総務課長、所管課長の出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。</p> <p>9月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第7号から認定第9号、認定第11号、議案第3号から議案第5号、発議第1号、意見書第1号の9案件であり、現地の調査を行い、本会議に引き続き、執行部より詳細説明があり、調査、審査をしました。</p> <p>認定第7号、平成20年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定につきましては、今後、公債費が増えても、中長期的な試算をしているかとの質疑があり、執行部より、健全経営のため長期的見通しを行い、事業を進めたいとのことでした。</p> <p>認定第8号、平成20年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、中讃流域下水道への今後の負担金について質疑があり、執行部より、加入者数が増えれば、下水道の負担金は増えるとのことでした。また、接続率を上げるようにとの意見</p>
-------------	---	--

<p>大西建設 経済常任 委員長</p>	<p>がありました。</p> <p>認定第9号、平成20年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、使用料については、世帯によって人数割りで決めているかとの質疑があり、執行部より、毎年、年度初めに人数をチェックしているとのことでした。</p> <p>認定第11号、平成20年度まんのう町水道事業会計決算認定については、上水道と簡易水道の水道管を末端で接続できなかの質疑があり、執行部より、水圧の関係もあり、基本的に管の直径が75以上のところでないと接続は無理とのことでした。</p> <p>議案第3号、第4号の字の区域の変更及び議案第5号のまんのう町道路線の変更については、詳細な現地の調査を行いました。</p> <p>発議第1号、まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定については、本当に町内の木材で柱、土台に取れるのか、また、町内産の証明が出来るかとの質疑があり、前もって申し込みがあれば材料は確保でき、証明も可能であるとのことでした。</p> <p>また、意見書第1号、協同労働の協同組合に関する法律の速やかな制定を求める意見書案について審査を行いました。</p> <p>また、平成20年度一般会計歳入歳出決算認定及び平成21年度一般会計補正予算案の建設経済常任委員会関係部分について質疑を行いました。</p> <p>平成20年度決算認定については、公園、町道等の維持管理、委託料と委託先、イノシシ駆除への対応、各種負担金、農林公庫償還助成金等について質疑がありました。また、県が発注する工事についての要望がありました。</p> <p>平成21年度補正予算案については、プレミアム商品券の発行時期、観光協会、町営住宅の修繕費、町道新設などについて質疑、意見がありましたが、執行部の答弁があり、建設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し、了承したものと思います。</p> <p>付託されました案件について、次とおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告します。</p> <p>認定第7号、平成20年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。</p> <p>認定第8号、平成20年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。</p> <p>認定第9号、平成20年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。</p> <p>認定第11号、平成20年度まんのう町水道事業会計決算認定について、全会一致で認定。</p> <p>議案第3号、字の区域の変更について、全会一致で可。</p> <p>議案第4号、字の区域の変更について、全会一致で可。</p> <p>議案第5号、まんのう町道路線の変更について、全会一致で可。</p> <p>発議第1号、まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定について、全会一致で可。</p> <p>意見書第1号、協同労働の協同組合に関する法律の速やかな制定を求める意見書案、全会一致で可。</p>
------------------------------	---

<p>大西建設 経済常任 委員長 末武議長</p>	<p>とすることで意見の一致を見ました。以上、付託された審査の報告です。 また、閉会中の所管事務調査を申出ることとし、委員会を閉会しました。 以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。</p>
<p>藤田議員</p>	<p>はい、藤田昌大君。</p>
<p>末武議長</p>	<p>9番、藤田ですが、委員長報告の中ですね、認定、全部が認定可決とあったんですが、発議第1号のまんのう町木造住宅建築奨励条令の制定についての部分ですね、若干の証明とかそんなのは、報告された訳ですけども、私も一応こういった部分でですね、それぞれの業者にちょっと尋ねてみました。と言いますのは、やはりそのまんのう町産のですね、部分が適当、調達できるかできんか言うたらできんことはないんですけども、継続的になったら難しい面がありますよ言う報告もありましたしですね、大工さんもちょうと難しいんでないかなと、具体的に条令ができてするとなったらですね、どのぐらいのあれができるんや言う部分もありました。そしてもう1つ、やっぱり条令、議員発議の条令でありますので慎重な審議をしなければならないと思いますので、やはりされたと思うんでありますが、私に、が、考えるについてですね、やはりこの目的の第一条の目的の中に水源涵養とか環境保全というのがあります。これについてはですね、木造住宅奨励よりかはもっと離れた部分にあれへんかと。森林涵養とかですね、やっぱりそういう条令を作っていくながらするんでないかと思ひますし、そしてまた、議員必携のですね、9のですね、以降には住民がどう思っているかという部分があります。住民からのですね、要望があつてするのは当然これはせないかん部分でありますし、そういった部分を考えればですね、もうちょっと細かい発議、あの意見があつたかないか。例えばですね、森林涵養だとか環境保全、そしてまた材料の調達の部分でですね、本当に例えば具体的な例を挙げますと、例えば年間10棟作ると、10棟の申し込みがあつたと、それなりの部分ができんかいうのがですね、やっぱり必要な部分だろうと思ひますし、そういった部分でですね、やはり委員会の中で充分議論されたと思うんですけども、そういった委員長、議論があつたかなかつたかちょっと、委員長にお聞きしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>大西建設 経済委員長</p>	<p>大西豊君。 皆さんご存知の通り、長期に渡りこの議員発議の案件については、慎重審議をし、一度廃案になったもんをより現実的なものということで、整理をし、簡潔にしてきた条例であります。基本的にはやはりよく言われることは、木を見るよりは森を見る。全体、</p>

<p>大西建設 経済常任 委員長 末武議長 高木議員</p>	<p>この法令の、条例の全体を見ていただいて判断をしていただきたいと思います。この材料が、あの材料が地域でまかなえるかどうかということにつきましても発案者の答弁では地元の森林組合において町内産であるとか、いう事の証明できるし、調達できるということでありましたので、基本的にはこの全体の条例によってご理解をいただきたいと思います。</p> <p>高木堅君。</p> <p>これ委員長に聞いたら失礼になるかも知れませんが、前回は本会議等々で質疑出さしていただいたんですが、証明、今委員長が言われる証明等については森林組合の証明といわれるようなことを言われたんですが、森林組合等に委ねるといような形だけでは全くいけないような私も判断するし、これ公庫と銀行、金融機関等、住宅をやる場合に借入等する場合ですね、当然、住宅を新築されるとか言う方、希望の方は当然のごとくどうしてもよい質のものをと求めると思います。尚、当然JAS規格等に該当するような木材を好むであろうかと思いますが、そういった証明は当然認証工場等ですね、そういった認証工場等を通じていくべきだと思いますし、森林組合等でそういうのが取れば充分ですが、全く私もこの間言ったように柱・土台とか言う、だいたいその観点自体がおかしいと町内産の木材見てでも、柱・土台とか言うのを目的とする自体が、そういった内容の分で条例を作ろうかというそういう観点自体が補助金等も絡んでくることであって、それを使用するというのは後で後悔するというような私は判断に立っておりますし、尚、この先だつての本会議でちょっと発議者に質問等しましたが、大変まだ不備であろうかと思います。私自身、全く藤田議員が今述べられた、先程述べられたように本当に森林の涵養等々について、それから専決処分になって大変これ環境等また水に関して我々の最も大事なものでありますから、そういった観点についてのもっとやるべきことがあろうかと思いません。大変その証明等というのに今それだけ森林組合云々だけで委員長の証明ができる、また森林組合が材料を確保できるというだけで間違いないでしょうか、どんなんでしょうか。それちょっと聞きたいと思います。</p>
<p>末武議長 大西建設 経済常任 委員長</p>	<p>大西豊君。</p> <p>高木議員の質問にお答えします。基本的には先進地の条例の提示をいただき、現実問題としてまんのう町産の木材についても町外の方へ、市場へ流出している経緯もあります。基本的にはそういう、例えばの話であります、仲南森林組合においては既にもう徳島の方の市場の方へ出荷しておる経緯も、私も実際見に行きましたし、現実的に行われておりますので、可能だと思います。細かくについては、執行者と話し合いながら議員提案出されたいということもお聞きしておりますし、委員会の中においても可能だということで、判断で先程報告した通りになりましたのでよろしく願いいたします。</p>
<p>藤田議員 末武議長</p>	<p>議長、まだ残ったんやけど。</p> <p>あっ、藤田、ちょっと待って、藤田昌大君。</p>

	藤田議員	<p>すんません。やはりね、委員長報告の中で質疑の中にですね、やはり住民の意見がですね、どう反映されたかというんは、議員発議ですから大変重要だろうと思うんです。そういった部分の議論がなされたかなされんかと言うのをちょっと聞きたいと思うんで、大工さん言うたらもう失礼なんですけど、大工さんに聞いたらですね、ほななんもう無理やないかと言う意見をですね、3人ぐらい、はっきり言えば3人の大工さんに聞きました。ちょっと、そら証明とかあんなんはね、できんことはないけれども、それが継続してできるかと。例えば僕らが考える場合やったら、予算計上して予算執行すると。例えば10軒したらせめて8軒ぐらいの申請があつて残った。ほんで足らんなら補正で組んでやりますよいうぐらいのですね、経過になるんですよ。そういった住民の声があるかないかということと、もう1つは目的にありますですね、本町の定住促進及び本町の産業の振興を図るということ謳われてますけれども、これが果たして定住、まんのう町産の材料を使ってですね、それが定住促進になるのか、ならんのかという部分のそれブランド名ですよ、はっきり言いますと。まんのう町産のあれでどうなってどうなると言う、そこまでのですね、ブランドがあるかないか言うことにも関わってきますし、本町の産業の振興を図る森林組合とか私有林だとかですね、国有林もあるだろうと思いますけれども、それによって本当にまんのう町で使われるから、一応伸びるんやということがですね、どうなるのかという心配があるんですね。それよりかはさっきも言いましたように、もっともっと森林涵養をしてですね、間伐、森林組合に間伐材をしていただいて、そういったところに補助金をかけて陽のあたる森林を造ること、これは多分目的だろうと思ってます。今日の四国新聞たまたま載ってましたよね。柳生博さんが八ヶ岳でやっている部分。あれなんでかと言うと陽が当たる森林があれば、土壌にさらされないんですよ、表土が。そのことによって森林が守られるんですよ。間伐材をどんどんどんどん、間伐やっていきながら、それぞれの土地にあつた低木、中木、高木言うんがですね、これ森林のですね、一番大事な部分なんですよ。それによって鳥が来たり、そういった自然が守られるんですよ。そういったことをまず重視してやるのが、やはりあの本当に住民がですね、この木ええ、例えば野菜も果物でも一緒なんですよ。ええ土地で育つたように見せたら、どんどんどんどん進むんですよ。まんのうの場合まだまだ林道整備が不十分でありますし、そういった部分でですね、一部には僕もいい森林があるなあいうことがあります、はっきり言うたら。江畑や仲南のね、森林の方へ行ったら。ただ、まだまだ全体的にはですね、そこまでの土壌ができてないんでないかと、言う部分がありますので、その辺の議論がなされたかなされんかですね、やはり重要なことでありますので、住民の意見の中でですね、どう、やっぱり反映されているのかという。独りよがりではこれちょっといけませんので、やっぱり住民から要求されてするんが一番のですね、議会発議の議案、条例だと思いますし、そういった部分では住民の意見なり、そしてまた、今後のですね、産業の発展を図るというような中でですね、これをやったらこんだけの産業振興が図れるやないかと、言う議論がなされたかなされんかはですね、一番重要なことでありますので、委員長に再度質問しますのでよろしくお願いします。</p>
--	------	---

		(議長、お前議事進行せえよ。日程で出てきとんじゃけん、その通りやったらええんじゃが。)
藤田議員		ちょっと待ってください。今の発言なんですか。ないでしょう、それは。委員長報告に対して質問しよんのに。
末武議長		はい、大西豊君。
大西建設 経済常任 委員長		今、藤田議員の質問があったの、まさにその通りであり、条例を制定することによってそういう効果も保障されると思います。やはり、細かいことは別にして、やはりその1点を望めるのではなくして、そういう条例を制定することによって、木を見るなくして森を見て、そういう将来に向けて発展する可能性のある条例でありますので、ご理解をいただきたいと思います。
藤田議員		議長、今の発言に言うてもかんまんの。向こうに。
末武議長		うん。
藤田議員		ちょっと待ってよ。あのね、かまんすか。
末武議長		はい。
藤田議員		あの、私委員長に対する発言しよった。これ議事進行の邪魔になつとんですか。どうですか、それは。
末武議長		いやいや、まあそれはね。何しとるけん、もう委員長に答弁さしとんじゃけん。
藤田議員		ですからね、僕も反対はせん。しませんよ。ただ、その経過だけ教えてください言う質問なんですからね。それに対して野次を飛ばす、どういうことですか。これちょっと、議長、それちょっと注意してください。そうでしょう。
末武議長		はいはい。そうやけん、もうちゃんと委員長に報告していただいております。
		はい、本屋敷崇君。
本屋敷議員		まあ、これ議員発議と言うことで、議会内においてですね、条例を決めていくということはとても発展的でいいことだとは思いますが、補助金を交付する条例に当たってですね、目的と効果であったり、手段と実現、可能性を論じた上であって、規則等々も含めながら、もう少し議論していくべきではないかと思う部分がありまして、私自身、建設経済常任委員会をちょっと傍聴させていただきましたが、前回等におきましては色んな所のですね、資料等も含めながら論じられた結果、継続審査と言う話になったとは思いますが、今回もう少しですね、議論されるべきではなかったのかと、傍聴した上で見さしていただいたんですけども、その辺りについて、もう少し議論をすべきことが、全てし尽くしたのかどうかということだけ、委員長の方にお伺いさしていただければと思います。
末武議長		大西豊君。
大西委員長		基本的には、この経過を色々お聞きしていますと執行者と色々協議しながら、条例案を出してこられ、委員会においても可能な

日程第6	大西委員長 末武議長	限り審議したつもりです。 他に質疑ありませんか。 (最後に言うとかわ。)
	藤田議員	はい、藤田昌大君。 それぞれの上程された過程の中でですね、やはり具体的にこういった業者から、こういったあれがあったんやと。それは条例するんに相応しいなあと行って条例にするのか、それとも僕ら議員が考えてですね、これは素晴らしいんやないかと、いう部分ですのかとは全然違うんですよね。やはり、議会の議員ですから、それぞれ思ったんをみんなと話してこれ条例作ろうやと、言う部分とですね、例えばこういった産業振興をさしてくれと、そのためには木造住宅条例が必要やから作ってくれとそういった部分のですね、経過なんですよね。何事も全部同じと思うんです。その過程だけあれば、詳しくあれば委員長さんちょっと教えていただけたら。と言うのはね、具体的に言うたら誰に頼まれた、かれに頼まれたとそういう、あると思うんですよ。その時は団体に頼まれて、これは条例にあったら相応しいじゃないかと言う部分があるのかその辺のですね、提出の経過やは説明されたと思うんで、その辺だけちょっと詳しく説明、委員長報告されたらですね、大変ありがたいと思うんですが、あえて反対するつもりはありませんが、まだ総花的なですね、採択になつては僕はいかんと思うんですよね。議会ですから。やっぱりそういったことをですね、十分に審議して、審議されたかどうか、それと過程、目的や過程ですかね、そういったもんは大変重要なことだろうと思いますので、委員会の中でそういった説明があれば報告いただきたいと思います。以上です。終わります、これで。
	末武議長	大西豊君。
	大西建設 経済委員長	はい。基本的には地産地消、地域経済の活性化のために、そういう中での議案提出でありますのでご理解をいただきたいと思えます。
	末武議長	これをもって、質疑を終了いたします。 日程第6 認定第1号 平成20年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。討論はありませんか。 白川美智子君。
	白川美智子 議員	一般会計決算認定についてですが、人権教育事業費328万、または人権対策事業費として2千90万が決算されています。国の法的根拠を失った同和教育、これは続けるべきではないと思うし、人権教育啓発と言いながら部落開放同盟連合会とか全国解放保育研究大会とか、私にはこれ、なんか不透明で理解できないので反対いたします。

	<p>末武議長 小亀議員</p>	<p>小亀重喜君。 賛成の立場から討論させていただきます。人権、同対法の方の特措法は確かに期限は切れておるんですが、まだまだ町内には人権に関する問題、例えば外国人差別であるとか男女共同参画の問題であるとか人権に関する問題は大きく残っております。それに対応するためにも、この項はしかるべきであると言うことで賛成討論とさせていただきます。以上です。</p>
<p>日程第7</p>	<p>末武議長</p>	<p>他にありませんか。 これより、認定第1号 平成20年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告の通り、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって本案は委員長の報告の通り認定されました。 日程第7 認定第2号 平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第2号 平成20年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り認定されました。</p>
<p>日程第8</p>		<p>日程第8 認定第3号 平成20年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。</p>

<p>日程第 9</p>	<p>末武議長</p>	<p>(なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 3 号 平成 2 0 年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り認定されました。 日程第 9 認定第 4 号 平成 2 0 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 4 号 平成 2 0 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。</p>
<p>日程第 10</p>		<p>(なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り認定されました。 日程第 1 0 認定第 5 号 平成 2 0 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし)</p>

<p>日程第 11</p>	<p>末武議長</p>	<p>討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 5 号 平成 2 0 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り認定されました。 日程第 1 1 認定第 6 号 平成 2 0 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、認定第 6 号 平成 2 0 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り認定されました。</p>
<p>日程第 12</p>		<p>日程第 1 2 認定第 7 号 平成 2 0 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。</p>

日程第 13	末武議長	<p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、認定第 7 号 平成 20 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は認定であります。</p> <p>本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は委員長の報告の通り認定されました。</p>
日程第 14		<p>日程第 13 認定第 8 号 平成 20 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>これより、討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、認定第 8 号 平成 20 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は認定であります。</p> <p>本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は委員長の報告の通り認定されました。</p>
日程第 14		<p>日程第 14 認定第 9 号 平成 20 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。</p> <p>これより、討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p>

<p>日程第 15</p>	<p>末武議長</p>	<p>これより、認定第 9 号 平成 20 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り認定されました。</p> <p>日程第 15 認定第 10 号 平成 20 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、認定第 10 号 平成 20 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り認定されました。</p>
<p>日程第 16</p>		<p>日程第 16 認定第 11 号 平成 20 年度まんのう町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。</p>

<p>日程第 17</p>	<p>末武議長</p>	<p>これより、認定第 11 号 平成 20 年度まんのう町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は認定であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り認定されました。 日程第 17 議案第 3 号 字の区域の変更についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 3 号 字の区域の変更についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り可決されました。</p>
<p>日程第 18</p>		<p>日程第 18 議案第 4 号 字の区域の変更についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 4 号 字の区域の変更についてを採決いたします。</p>

<p>日程第 19</p>	<p>末武議長</p>	<p>本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り可決されました。 日程第 19 議案第 5 号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 5 号 まんのう町道路線の変更についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り可決されました。</p>
<p>日程第 20</p>		<p>日程第 20 議案第 6 号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 塩入辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。</p>

<p>日程第 21</p>	<p>末武議長</p>	<p>本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り可決されました。 日程第 2 1 議案第 7 号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、勝川辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り可決されました。</p>
<p>日程第 22</p>		<p>日程第 2 2 議案第 8 号 川奥辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、川奥辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。</p>

日程第 23	末武議長	<p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は委員長の報告の通り可決されました。</p> <p>ちょっとここで休憩をさせていただきます。</p> <p>11時までかい。50分でええんな。55分。はい。ほんなら55分。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時38分)</p>
		<p>休憩を戻して会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時55分)</p> <p>日程第23 議案第9号 平成21年度まんのう町一般会計補正予算案第3号を議題といたします。</p> <p>これより、討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>本屋敷崇君。</p>
	本屋敷議員	<p>反対討論をさせていただきます。先程委員長からの説明がありましたが、その中でもですね、時間的な余裕がなかったということではありましたが、6月の全員協議会から期間からすれば、約3ヶ月、そういった中でですね、委員会審議においても、十分な説明資料がないままに審議をすると言うような形になりました。町民の税金を捻出するのにおいて、許可をするかどうかと言う議会において、その支出が妥当性があるものか、費用対効果において妥当性があるものかというのを審議する上において、そういった資料がないというのは議会にとっては、町民に対して説明責任を持つことができないと考えられます。また、今回の補正予算約6億の中で、その内5億、8割を占める、一般、えー地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業費において、全てにおいてですね、そういった資料が出てこないというのは8割に相当する金額の部分の不透明であると考えまして、この補正予算においては反対とさせていただきます。</p>
	末武議長 小亀議員	<p>はい、小亀重喜君。</p> <p>賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。今、本屋敷議員さんの方が指摘されました疑問点、不安点というのは、もうしかるべきと言うか、その指摘通りだと思います。ただまあ、それをそのままにして今から執行するということではなく、先程、通常でしたら異例である委員長報告の後に、町長執行長自ら言葉を発せられました。その中で不備があったことをまずは認められ、条件付可決というのは本来議事運営ではあり得ないんですが、一種議会の充分なる理解を得た上でなければ執行しないとまで明言されました。それをまた、川原委員さんの方でも確かめられてそれについても肯定されるようなご答弁があったかと思いま</p>

	<p>小亀議員</p> <p>末武議長</p>	<p>す。これらを担保にするわけではないですが、今後充分なる民意を反映しながら、議会の承認を得ながら執行されるものと言う事をいただきまして、これは可決しかるべきと思います。ということで賛成討論とさせていただきます。以上です。</p> <p>他に討論ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これより、議案第9号 平成21年度まんのう町一般会計補正予算案第3号を起立により採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成諸君の起立を求めます。</p> <p>起立多数であります。</p> <p>よって本案は委員長の報告の通り決定すること、あ、これいかん。ちょっと待つて。</p> <p>よって本案は委員長の報告の通り可決されました。</p>
<p>日程第24</p>		<p>日程第24 議案第10号 平成21年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第2号を議題といたします。</p> <p>これより、討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第10号 平成21年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第2号を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p> <p>本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は委員長の報告の通り可決されました。</p>
<p>日程第25</p>		<p>日程第25 議案第11号 平成21年度まんのう町老人保健特別会計補正予算案第1号を議題といたします</p> <p>これより、討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p>

栗田町長	<p>まず初めに、財団法人琴南振興公社関係で議案第12号から16号までのご説明をさせていただきます。</p> <p>議案第12号 エピアみかどの指定管理者の指定について。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで、財団法人ことなみ振興公社をエピアみかどの指定管理者に指定するものであります。この指定にあたっては、9月11日に開催されました全員協議会におきまして、昨年より課題とされておりました経営改善につきまして、経営者から直接、経営改善計画の他、具体的な経営の見直しとその成果の報告を聴取したところでございます。町といたしましては、公社自らの経営改善に対する取り組みと共に、一定の改善が図られたものと評価いたしております。</p> <p>つきましては、まんのう町の公の施設の指定管理者に関する条例第3条に規定する公募によらない指定管理者の選定により、財団法人ことなみ振興公社を指定管理者に指定しようとするものでございます。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。</p> <p>以下、議案第13号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について、議案第14号 まんのう町高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について、議案第15号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について、議案第16号 まんのう町福祉施設美霞洞温泉の指定管理者の指定についても同様に、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで、財団法人ことなみ振興公社を指定管理者に指定するものでございます。</p> <p>続きまして、有限会社仲南振興公社関係を説明させていただきます。議案第17号から23号でございます。</p> <p>議案第17号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを説明させていただきます。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで、有限会社仲南振興公社をまんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者に指定するものでございます。この指定にあたっては、9月11日に開催されました全員協議会におきまして、昨年より課題とされておりました経営改善につきまして、経営者から直接、経営改善計画の他、具体的な経営の見直しとその成果の報告を聴取したところでございます。町といたしましては、公社自らの経営改善に対する取り組みと共に、一定の改善が図られたものと評価をいたしております。つきましては、まんのう町公の施設の指定管理者に関する条例第3条に規定する公募によらない指定管理者の選定により、有限会社仲南振興公社を指定管理者に指定しようとするものでございます。ご審議のうえ、議決賜りますようお願いいたします。</p> <p>以下、議案第18号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について、議案第19号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について、議案第20号 塩入健康センターの指定管理者の指定について、議案第21号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について、議案第22号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について、議案第23号 二宮</p>
------	---

栗田町長	忠八飛行館の指定管理者の指定についても同様に、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで、有限会社仲南振興公社を指定管理者に指定しようとするものでございます。よろしくご審議の程をお願いいたします。
末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第12号から議案第23号までの12議案に対しての質疑に入ります。 質疑はありませんか。
本屋敷議員	本屋敷崇君。 これは付託されますので、総括的な質疑に留めさせていただきますが、この指定管理者においては2点の問題があると思うんですが、公募としないか公募とするのかどうかと言う場合と、公募する場合においては指定の期間に、が、妥当であるかどうかと言うことだと思いますが、全員協議会においては議員の方からも各個意見等ありましたけれども、私個人としましては何をするのではなくですね、4月から何ができたのかと言う部分においては、両振興公社においてもですね、未だに何をするのかと言う部分の提案はありましたが、何をして何を改善したという部分においては、やはり少し弱いと思う部分がありますので、この5年という部分におきましては、どうかという部分がありますが、付託しますので総務委員さんの方にはですね、お願いして、その2点において妥当性があるものかどうか、検証していただければと思います。以上です。返答結構です。
末武議長	他に質疑ありませんか。 大西豊君。
大西豊議員	基本的に先、委員長報告で議運に継続ということでありましたので、そこへ委ねたいと思うんですが、今まで合併をして3年半の中で、かりん温泉の場合は建設から15年がして、老朽化してきて維持管理が多くなるから将来の負担が多いから廃止言うことで、もう2月、3月の約束を破らず9月まで経営状態を見てということにも関わらず、廃止となりました。そういう老朽化いうことを大きな明文として廃止されました。その中で執行者はこれ指定管理者、条例に従って5年と謳われております。私方も5年は絶対長いと思いますけど、かりん温泉は15年で老朽化しておる。一方、これ指定管理者になっておる、おそらく美霞洞温泉は昨年の陳情書が出たようではありますが、30年も経過しておるということでもた耐震構造もないいう中で、将来そういう費用が相当かかるように思われますが、そういうことはどのように検証されての5年であるか。それともう1つは、今町長の発言では両振興公社から十分な改善計画説明されたと申しましたが、町長ちょうどあの時席を外しておって知らなかったかも分かりませんが、地元議員から色々な改善について発議があったと思います。私もそういうことを間接的に聞いとります。やはり、住民は、議員は株主であり、また株主の代表であります。そういう意見を経営者の代理人がそれを覆すような発言、そういうことはないいうことを言わ

大西豊議員	<p>れよったように思います。やはり、ビッグバンになぜ300万も400万もお金を出して頼んだかという事についての反省がないと思います。そういう2点について、お伺いをいたします。1番はかりん温泉については、15年経って老朽化しておるから将来維持負担が増加するのという大きな判断だったと思います。今回指定管理者になっておる部分については、30年以上も経つという事でありまして、それと、改善計画の中では経営者自らがそういう認識をされてないということがありますので、2点をお伺いをいたします。</p>
末武議長 栗田町長	<p>町長、栗田隆義君。</p> <p>大西議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、第1点目のかりん温泉は15年で老朽化が激しいということで廃止になったが、美霞洞温泉はもう30年以上経過しておるので、今後どうなるかということでございますが、今まで色々修繕もし、使ってきたところでありまして、確かにご指摘のように相当老朽化して、確かに耐震構造もなされておりません。そういったことで、美霞洞温泉については色々問題があるかとは思いますが、向こう5年はある程度使用に耐えられるであろうということで、5年間の指定管理者の期間にしました。また、この前の説明会におきましても経営者がそういったもんで認識がまだまだ甘いというご指摘でございますが、そういった点もあろうかと思いますが、この4月以降かなり従業員一同頑張ってきたという成果もある程度見えておりますので、これに甘んじること無く今後も一層改善をしていくよう、町の方からも充分申し伝えまして今後また頑張っていきたいと、このように思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
末武議長 大西豊議員	<p>はい、大西豊君。</p> <p>今、町長の答弁では5年間はやっていける、それは保証できるかどうか。そういう私たちに説明責任できるだけ資料持つとらんかどうか。今後5年間は今やって行けるような言葉でありましたが、保証できるもんか。そういう資料を持ち合わせておるのか。それともう1つは今町長の方から経営努力されとるということでありまして、今の施設については返って悪くなっているようであります。それと、具体的に公社から元従業員に対しての委託いう事で人間は同じです。改善計画は見られないから、あの時に経営者の方が極端に言えば、質問に対する不親切な答弁だったと思います。再度お願いします。</p>
末武議長 栗田町長	<p>町長、栗田隆義君。</p> <p>大西議員さんの再質問にお答えをします。5年間は多分いけるであろうという発言をいたしました。それを保証できるのかと申すことではございますが、これは先程も申しましたように耐震もできておりませんし、ひよっとかなり大きな強い地震が来たら崩壊という可能性もないことはありませんので、それが保証できると言う保証はございません。また、この前の全員協議会での説明で、色々経営者の方から色々ご発言がありましたが、まだまだ充分でない点は充分承知しておりますので、今後とも充分指導してまい</p>

<p>日程第 38</p>	<p>栗田町長 末武議長 高木議員</p> <p>末武議長</p> <p>本屋敷議員</p>	<p>りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>高木堅君。</p> <p>委員会に付託されるので、色々各議員さんの色々な意見等を今お聞きしとって十分に、十二分ですかね、審議さしていただき、なおかつ専門分野に入っては我々の委員会素人ばかりですので、その辺に関してはまたプロの方のあれも色々相談さしていただき、先程言いましたように十二分なる資料を出していただき、出していただいた上で委員会を審議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>よって議案第 1 2 号から議案第 2 3 号の 1 2 議案は継続審査として、総務常任委員会に付託することに決定しました。ちょっとすみません。</p> <p>議案第 1 2 号から議案第 2 3 号の 1 2 議案は、閉会中の継続審査として、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 1 2 号から議案第 2 3 号の 1 2 議案は継続審査として、総務常任委員会に付託することに決定しました。</p> <p>日程第 3 8 発議第 1 号 まんのう町木造住宅建築奨励条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前 1 1 時 1 8 分) 久元議員退席 午前 1 1 時 2 0 分 (再開 午後 1 時)</p> <p>暫時休憩を戻して再開いたします。</p> <p>本屋敷崇君。</p> <p>動議を提出します。ただ今、議題となっております発議第 1 号におきまして、会議規則第 4 8 条第 1 項の規定によりまして、建設経済常任委員会に再付託の方をよろしくお願いいたします。理由といたしましては、先程、委員長報告の時にもありましたが、各議員の方より補助金を交付する条例を定めるにあたっては目的と効果、手段と実現可能性を論じた上でと言う部分がありましたが、申し訳ないですが、委員長報告においてはそれが明確に示されていないと思われま。執行部側が提案する条例であるならばですね、規則で補完していくことは十分に考えられますが、これが発議であると。議会の方から提出する条例と言うことですので、条例の中にですね、補助金額を明記する等そういったことも含めですね、条例を制定した後に町に受け入る目的と効果であったりですね、そういった部分が明確になれば、条例として定めるにはもう少し議論が必要ではないかと考えますので、動議を提出させていた</p>
---------------	--	---

<p>本屋敷議員 末武議長 藤田議員 末武議長</p> <p>日程第 39</p>	<p>だきます。</p> <p>藤田昌大君。</p> <p>賛成。</p> <p>只今、本屋敷議員さんからの発議第 1 号について、建設経済常任委員会に再付託することの動議が提出され、所定の賛成者があ りますので、動議は成立いたしました。</p> <p>再審査のための最付託の動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。</p> <p>この動議の通り決定することに賛成の諸君は起立を願います。</p> <p>起立多数です。</p> <p>従って、発議第 1 号について建設経済常任委員会に再審査のための再付託の動議は可決されました。</p> <p>日程第 39 発議第 2 号 まんのう町議会基本条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>この議案については、議会運営委員長より、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元に配布した申出書の通り、閉会中の継続審 査申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長からの申し出の通り、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>日程第 40</p>	<p>委員長からの申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p> <p>日程第 40 意見書第 1 号 協同労働の協同組合に関する法律の速やかな制定を求める意見書案を議題といたします。</p> <p>これより、討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、意見書第 1 号 協同労働の協同組合に関する法律の速やかな制定を求める意見書案を採決いたします。</p> <p>本案に対する委員長の報告は可決であります。</p>

<p>日程第 41</p>	<p>末武議長</p>	<p>本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り可決されました。 日程第 4 1 意見書第 2 号 私学助成の拡充発展に関する意見書案を議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、意見書第 2 号 私学助成の拡充発展に関する意見書案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は委員長の報告の通り可決されました。</p>
<p>日程第 42</p>		<p>日程第 4 2 意見書第 3 号 私学助成の充実に関する意見書案を議題といたします。 これより、討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、意見書第 3 号 私学助成の充実に関する意見書案を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は委員長の報告の通り、決することにご異議ありませんか。</p>

<p>日程第 43</p>	<p>末武議長</p> <p>久留嶋議会 事務局長</p>	<p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は委員長の報告の通り可決されました。</p> <p>日程第 4 3 議員派遣の件を議題といたします。</p> <p>本件については、会議規則第 1 2 0 条の規定によって議員を派遣するものです。</p> <p>議会事務局長に朗読させます。事務局長 久留嶋一之君。</p> <p>議員派遣の件、次のとおり議員を派遣する。</p> <p>平成 2 1 年度香川県町議会議員研修会</p> <p>(1) 目 的 これからの地方自治に対応した議会の活性化に資するため</p> <p>(2) 派遣場所 香川県自治会館</p> <p>(3) 期 日 平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日</p> <p>(4) 派遣議員 全議員</p> <p>平成 2 1 年 1 0 月 5 日提出。まんのう町議会議長 末武弘道。以上です。</p>
<p>日程第 44</p>	<p>末武議長</p>	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今、提案をいたしました議員派遣の件については、朗読内容のとおり派遣することに決定いたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議員派遣の件についてはこれを決しました。</p> <p>日程第 4 4 閉会中の継続調査についてを議題といたします。</p> <p>本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のため、閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。</p>

閉 会	末武議長	<p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。</p> <p>以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>これにて、平成21年第3回まんのう町議会定例会を閉会いたします。</p> <p>閉 会 午後13時10分</p>
-----	------	--

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年10月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--